

【神奈川区】会計年度任用職員（保育所保育士（保育担当：月額職））募集について（令和８年４月１日採用）

1 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 保育士の登録を受けていること、又は令和８年３月までに登録される見込みであること
（神奈川県で実施される地域限定保育士試験合格による登録を含みます。）
- (2) 地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと

2 職務内容・勤務条件等

(1) 職務内容

- ① 保育業務
- ② その他、保育園運営に必要な業務
- ③ その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

(2) 勤務条件

勤務場所	松見保育園（神奈川区松見町 1-28-4） ※JR 横浜線「大口」徒歩 10 分、東急東横線「妙蓮寺」徒歩 10 分
勤務日	ローテーション制による月～土曜日のうち週 5 日勤務（週 30 時間勤務） 休日、1 月 1 日、1 月 2 日、1 月 3 日、12 月 29 日、12 月 30 日及び 12 月 31 日を除く
勤務時間	次の各勤務時間のローテーション ・ 6：50～13：50 ・ 7：00～14：00 ・ 7：20～14：20 ・ 7：30～14：30 ・ 7：45～14：45 ・ 8：00～15：00 ・ 8：30～15：30 ・ 9：00～16：00 ・ 10：30～17：30 ・ 11：00～18：00 ・ 11：30～18：30 ・ 11：40～18：40 ・ 12：00～19：00 ・ 12：10～19：10 ※休憩時間（1 時間）を含む。
給与	月額 220,300 円 ※令和 7 年度実績（任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。） 期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給
休暇	年次休暇、夏季休暇 等
社会保険	健康保険（横浜市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険に加入

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第 22 条 2 に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が

良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大４回）

3 募集期間

令和８年１月３０日（金）から令和８年２月６日（金）まで

4 募集人員

若干名

5 応募方法

次の必要書類を、神奈川区こども家庭支援課に提出してください（郵送または持参）。
提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(1) 提出書類

ア 会計年度任用職員申込書（第１号様式）

イ 保育士証の写し

（令和８年３月までに保育士登録見込みの方については、登録後に提出してください。
なお、選考に合格しても、保育士登録ができなかった場合には採用することができません。登録できなかったことが採用後に判明した場合には、採用を取り消します。）

ウ 小論文

※ア、ウの様式は、下記ホームページからダウンロードできるもの、または神奈川区役所こども家庭支援課窓口で配布するものを使用してください。

▶ホームページ「会計年度任用職員（保育所保育士（保育担当））募集」

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kusei/saiyo/20260130.html>

(2) 応募期限

令和８年２月６日（金）まで

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記担当宛にご提出ください。

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町３－８ 神奈川区こども家庭支援課こども家庭係（神奈川区役所別館３階３０４窓口） 担当：蛭田、千田
--

※窓口持参の場合は、区役所開庁時間内（月曜日から金曜日までの午前８時４５分から午後５時まで）にご持参ください。

※郵送の場合は令和８年２月６日（金）必着になります。郵便事情による事故等については責任を負いません。

6 選考方法等

(1) 面接選考 令和８年２月９日（月）から２０日（金）までの間の指定日に実施予定
令和８年２月下旬以降 結果通知予定

(2) 健康診断 採用後に健康診断を受診していただきます。
（詳細日程は別途連絡）

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の募集・採用の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものと

し、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

9 その他

- (1) 令和8年度予算が横浜市会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。
- (2) 令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化されました。これに伴い、改正後の児童福祉法第18条の20の4において、採用内定予定者についてのみ国が整備した保育士特定登録取消者管理システムによる検索を行います。なお、検索の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合があります。

10 申込・問合せ先

神奈川区こども家庭支援課こども家庭係（神奈川区役所別館3階304窓口）

担当：蛭田、千田

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8

TEL 045-411-7148